

平成21年9月17日

学 生 各 位

新型インフルエンザ危機対策本部

新型インフルエンザにより授業を欠席した場合の取扱いについて

新型インフルエンザの感染拡大防止のための措置として、新型インフルエンザに感染又は感染の疑いを理由として、授業を欠席した場合の取扱いについては、下記のとおりとします。

1. 新型インフルエンザに感染又は新型インフルエンザに感染の疑い（以下「新型インフルエンザ感染又は疑い」という。）があり、授業を欠席した場合において、授業の出席（その時の授業で小テストを実施した場合等を含む。）に係る成績評価について、不利にならないように取り扱います。
2. 新型インフルエンザ感染又は疑いがある場合は登校せず、大学の教務係にその旨を電話連絡してください。
3. 大学へ登校ができるようになった後、大学の教務係で手続きを行って下さい。
4. 証明書類としての診断書の提出は、1回目に限り不要とします。なお、この取扱いは、新型インフルエンザ感染又は疑いによる授業欠席の取扱いに限定します。定期試験に係る追試験の取扱いとは異なりますので注意してください。